

令和3年度 事業計画書



社会福祉法人 ふれあい福祉会

特別養護老人ホームふれあいの里
ふれあいの里デイサービスセンター
ふれあいの里居宅介護支援事業所
延岡市恒富南地域包括支援センター

目 次

経 営 方 針	1
特別養護老人ホームふれあいの里	3
(介護福祉施設サービス・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)	
ふれあいの里デイサービスセンター	11
(通所介護) 介護予防・日常生活支援総合事業 (通所介護相当サービス)	
ふれあいの里居宅介護支援事業所	17
(居宅介護支援)	
延岡市恒富南地域包括支援センター	21
〔延岡市委託事業〕(介護予防支援)	
社会福祉法人 地域貢献活動	25
(生活困窮者等に対する相談支援事業等)	

経 営 方 針

我が国の高齢者福祉については、労働力人口の減少や財政的な制約が高まる中、団塊の世代が75歳以上となる2025年、認知症発症者が830万人を超える2030年、独身者率が48%を超える2035年に向けて、量的・質的なニーズに的確に応えられる体制整備が重要とされて来ましたが、令和3年度介護報酬改定に向けた基本的な視点として、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」、そして新たに加えられた「感染症や災害への対応力の強化」の5つのテーマを介護サービスの全体にかかわる「横断的事項」として位置づけられました。

このような状況の中、昨年から猛威を振るう新型コロナウイルスなどの感染症や台風などの災害への対応力強化は、喫緊の課題であり、すべてのサービスについて感染症や災害が実際発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修会の開催、訓練（シミュレーション）の実施が義務づけられます。

また、「横断的事項」のほか「人員・運営基準（施設系サービス共通）」についても改正が行われる予定であり、適切な対応を行うとともに社会福祉法人として、地域社会に貢献するため、安定的な事業運営に努めてまいります。

- 1 感染症については、発生の未然防止に努め、発生した場合の事業継続計画の策定、研修会の開催、訓練（シミュレーション）の実施により対応力を強化します。
- 2 火災や洪水時・土砂災害時等の避難確保計画の職員への周知および防災訓練を実施します。
- 3 介護人材の確保と介護現場の革新としてロボット・ICTの活用によりサービスの質の向上および文書量の負担軽減に努めます。
- 4 介護相談等により、地域との共生を目指すとともに、社会福祉法人としての公益的機能を発揮します。
- 5 安定的な事業運営と健全な経営により地域社会に貢献します。

令和3年4月

社会福祉法人 ふれあい福祉会
理 事 長 楠 田 富 雄

特別養護老人ホームふれあいの里

(介護福祉施設サービス)

(短期入所生活介護)

(介護予防短期入所生活介護)

1. 基本方針

利用者一人ひとりがその人らしい生活ができることを目指し、安全と安心・根拠に基づく介護サービスの提供を行います。また、日々の生活を支援するうえでは、ゆとりを持って応対し利用者の笑顔を引き出せる関わりができることに努めます。

2. 事業計画

(1) 介護

- ① 個々に抱える課題と向き合い、可能な限りそれらに応えられるような施設サービス計画書の立案に努めます。
- ② 利用者の状況把握・家族との情報共有を通し、信頼関係の構築に努めます。
- ③ 介護用具（スライディングシート）や介護機器（リフト）等の積極的な活用を進め、ノーリフティングケア[※]の標準化に努めます。
- ④ 職員間の情報共有の徹底を図り、正確な業務遂行に努めます。
- ⑤ 生け花・音楽クラブ活動を中心としながら、新たな行事等の企画および実践に取り組み、生活の質の向上に努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報、保護と人権擁護から適切な管理を行います。
- ⑦ 身体拘束ゼロ、利用者・家族が望む終末に向けた看取り介護の提供に努めます。

(2) 健康管理

- ① 既往歴や現疾病の状況把握を十分に行い、継続した観察記録により異常の早期発見・早期治療・早期回復に努めます。
- ② 年1回の定期健康診断を実施します。

(3) 食事

- ① 栄養ケアマネジメントを充実させ、栄養状態の改善、生活の質の向上に努めます。また、随時、食事形態・食事姿勢や介助方法等を検討し、できるだけ自分の力で口からの食事摂取が維持できるよう努めます。
- ② 利用者の嗜好や季節の食材を活かした献立を作成するとともに、各種イベントの企画等からも楽しみのある食事の提供に努めます。
- ③ 衛生管理マニュアルを基に、食品の取り扱いには十分注意し、食中毒等の発生予防に努めます。

※ノーリフティングケア：介護する側・される側において安全で安心な、持ち上げない、抱え上げない、引きずらない介護

(4) 入浴・排泄

- ① 状態に合わせ、シャワーバスも活用しての入浴から、身体の清潔保持と精神的リラクゼーション確保の機会提供に努めます。
- ② 排泄は、個別の排泄パターンを把握し、身体機能に最も適した方法で行います。また、その介助については、人としての尊厳とプライバシーに十分な配慮を行います。

(5) 環境整備

- ① 生活の場として、個々の生活歴にも着目し、落ち着ける居室空間づくりに努めます。
- ② 定期的な清掃や週1回のシーツ交換・点検等を行い、居室やベッド周りの清潔保持および整理整頓に努めます。
- ③ 施設内外の設備用具等については、その保全・メンテナンスに努めます。また、季節の移ろいを実感すると共に、日本古来・近年の風習を楽しめるような各フロアの演出にも努めます。

(6) 地域交流・社会貢献活動

- ① 地域住民の安心な暮らしが保障され、その人らしく生活することができる地域づくりの担い手でもあるという使命感を持ち、実現のための社会貢献活動に努めます。
- ② 施設・地域行事等への相互参加を通じ、地域との関係づくりの継続に努めます。また、開かれた施設運営を行い、施設を地域資産として活用推進します。
- ③ 緊急な対応が必要な生活困窮者に対しては、社会福祉協議会・民生委員・関係団体等と連携・協働し、早急な相談支援の実施に努めます。
- ④ 各種実習生の受け入れを継続し、実習目標達成への指導等を通じて介護人材の育成に努めます。

(7) 事故防止・防災対策

- ① 気づきやヒヤリハット報告の共有化を徹底し、評価・分析からの予防策を講じることで類似事例の再発防止に努めます。
- ② 細やかな記録の整備と申し送りにより、職員間による必要事項の周知徹底に努めます。
- ③ 入所や受診での利用者送迎等、常に安全第一を心掛けた運転に努めます。
- ④ 災害発生時や防犯対策として、各種マニュアルに準じた行動と対策を講じ、利用者や職員の安全確保に努めます。また、マニュアルや方針等については、適宜、社会動向に合わせて見直しを行い、その内容は利用者家族を含めての周知徹底に努めます。

(8) 職員の資質向上・労働安全衛生の推進

- ① 相談員、総括、主任等がサービスや組織管理を適切に実施し、介護職員への指導、育成に努めます。また、介護職員が必要とする知識・技術の向上のため、施設内・外の研修や条件によってはオンライン研修への積極的な参加や資格取得の推進に努めます。

- ② 挨拶・笑顔・丁寧な言葉使い等、信頼を得るための接遇マナーが適切に行われるよう、現場における教育に努めます。
- ③ 積極的な福祉用具の導入やＩＣＴ化への取り組みを継続し、腰痛予防等の業務改善や効率化を進め、働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ④ ストレスチェック等を活用し、メンタル不調の要因を探り、環境の改善を図ります。さらには、産業医と連携して不調の深刻化予防に努めます。

(9) その他

- ① 施設だより『かけはし』発行やホームページへの投稿等から、積極的な情報発信による事業所需要の拡大に努めます。
- ② 利用者・家族・地域からの苦情が発生した場合には、真摯に受け止め、改善すべき点は誠意を持って早急に取り組みます。
- ③ 特に感染症流行期における利用者と家族との交流機会を確保するため、オンライン面会の活用やガラス越しの面会などへの積極的な取り組みに努めます。

3. 会議および委員会

(1) 主任者会議

法人運営上の全般的な検討を行います。

①研修委員会（随時）

職員の資質向上に向けた研修内容の検討を行います。

②安全対策委員会（月１回）

各部署から報告のあったヒヤリハット情報を共有し、事故発生予防・再発防止に向けた検討を行います。

③入所判定委員会（随時）

「県指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」に基づき、希望者の入所可否について判定を行います。

④栄養管理委員会（月１回）

栄養管理業務の合理的運営、日常の食事状況や嗜好を考慮した献立の検討を行います。

⑤感染予防委員会（月１回）

施設基本方針に基づき、予防体制の整備に努めます。感染症が発症した場合には、早急に状況把握を行い、まん延防止に向けた対策やマニュアルの見直し等を行います。

⑥身体拘束対策委員会（月１回）

「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、身体拘束ゼロに向けた体制の整備に努めます。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、早急な廃止に向けた対策に努め、随時、マニュアルの見直し等を行います。

(2) 各種委員会

① 感染症および食中毒防止委員会（随時）

常に情報収集行い、感染症発生時を想定した対処法の実践研修の企画、感染拡大防止に向けた具体的対応策の実施等について検討を行い、職員研修を年2回以上開催します。

② 褥瘡対策委員会（随時）

利用者の状態評価を基に、褥瘡形成に対する予防対策、治療対象者の管理と悪化防止に向けた介護・処置内容等の検討を行います。

③ 身体拘束廃止委員会（3ヶ月に1回以上）

利用者の尊厳と自主性を尊重し、身体拘束廃止に向けての解決策について検討を行い、職員研修を年2回以上開催します。

④ 防災委員会（随時）

防災士を中心にマニュアルの管理、必要時の修正等について検討を行います。実践的な訓練を計画し、反省点や外部の情報等を活かしながら最善の防災対策、職員の防災意識の向上に向けた取り組みについて検討を行います。年2回の総合防災訓練、月1回の施設内防災訓練を行います。

⑤ 給食委員会（随時）

各種行事に伴う献立の立案、季節に合わせた食事イベントの企画・提案を行います。また、災害備蓄食料の管理やその内容について検討を行います。

⑥ 接遇・業務改善委員会（随時）

利用者接遇や職員業務全般における課題に対して、その改善に向けた対策について検討を行います。また、看取り介護における一連の取りまとめや施設方針の見直し、理学療法士との協働によるADL悪化防止に向けての機能訓練やレクリエーション内容、施設だより「かけはし」作成とホームページ更新等について、それぞれの係と連携し検討を行います。

◆年間行事計画◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4月	昭和の日	お花見ドライブ 総合防災訓練	10月		家族会 紅葉ドライブ 地域防災訓練 園内買い物
5月	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	端午の節句 母の日 定期健康診断 園内買い物	11月	文化の日 介護の日 勤労感謝の日	ハロウィン 芋掘り
6月	夏至	父の日 定期健康診断 芋掘り	12月	冬至 クリスマス	ゆず風呂 クリスマス忘年会 夜間想定防災訓練
7月	海の日 スポーツの日 ※令和3年に限り	七夕 納涼夏祭り（18日）	1月	お正月 鏡開き 成人の日	園内初詣 正月遊び、書初め
8月	お盆 山の日		2月	建国記念日	節分
9月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老の集い（18日） 総合防災訓練	3月	春分の日	ひな祭り お花見ドライブ

◎ユニット毎の毎月行事

- ふれあい会
- ふれあい喫茶
- 利用者との意見交換会
- 誕生会
- 音楽クラブ（第1・第3月曜日）
- 生け花クラブ（毎週木曜日）

◎その他

- ふれあいクラブ（季節行事など）
- レクリエーション（集団リハビリなど）
- ドライブ
- 外気浴、施設内散歩
- 体重測定（毎月）
- かけはし発行（偶数月）

- ・ 入 浴 日 ⇒ 毎週月曜日から土曜日
- ・ 理学療法士による指導 ⇒ 毎月 2 回（土曜日）
- ・ 防災訓練 ⇒ 毎月
- ・ ケアカンファレンス ⇒ 随時（利用者・家族・関係職員）
- ・ 嘱託医回診 ⇒ 毎週木曜日・土曜日
- ・ 歯科往診 ⇒ 毎週火曜日

◆ 給 食 計 画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4 月	開設記念日 旬の味覚	祝膳 さくら餅 季節の和菓子 鯉のたたき	10 月	旬の味覚 ハロウィン	もみじ弁当 かぼちゃ料理 *屋外食(虹) *ハロウィンバイキング(星)
5 月	八十八夜 端午の節句 母の日	新茶 和菓子 柏餅 祝膳 *屋外食(虹)	11 月	旬の味覚	鮎の甘露煮 *クレープ作り(虹)
6 月	父の日	祝膳 *水ようかん(星)	12 月	冬至 クリスマス 大晦日	かぼちゃ料理 ゆず クリスマスメニュー ケーキ、シャンメリー 年越しそば
7 月	七夕祭り 土用丑の日 納涼夏祭り 海の日	七夕そうめん うなぎ料理 お祭り料理 季節の和菓子	1 月	お正月 七草 鏡開き	おせち、お屠蘇 餅(やわらか素材) 七草粥 餅(やわらか素材)
8 月	お盆	お煮しめ おはぎ *かき氷作り(虹) *かき氷作り(星)	2 月	節分 バレンタインデー	巻き寿司 バレンタインメニュー *チョコパーティ(虹) *チョコパーティ(星)
9 月	敬老の日 十五夜	敬老祝膳 お月見饅頭	3 月	ひな祭り お彼岸	さくら寿司 甘酒 精進料理 ぼたもち
◎お楽しみ献立(月に1回実施)					

ふれあいの里デイサービスセンター

(通 所 介 護)

介護予防・日常生活支援総合事業

(通所介護相当サービス)

1. 基本方針

利用者が住み慣れた地域や家族に見守られながら、個人の思いが実現できる暮らしを支えます。また、心身ともに健康で在宅生活が継続できるように、体操の実施や行事・レクリエーション、個別ケア等の充実に努めます。

さらに、選ばれる事業所づくりに努め、安定した利用者の確保と新規開拓を進めるとともに、関係各所との連携を密にし、利用者ニーズへの柔軟な対応や家族の介護負担の軽減を目指します。

2. 事業計画

(1) 利用者・家族への支援と地域との連携

- ① 個人の状態や生活環境を含めたニーズの把握から、通所介護計画を作成し、これを実行・モニタリング・評価します。また、個性や生き甲斐を引き出す事ができるサービスの提供に努めます。
- ② 年間・月間の行事計画の他に趣味活動や屋外活動等の選択肢の幅を拡げ、自立支援に繋がるサービスメニューを提供し、生活機能の維持・向上に努めます。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の中で、利用者がその人らしく穏やかに楽しい時間を過ごして頂けるサービス内容の充実に努め、利用者支援と家族介護の負担軽減を進めます。
- ④ 個人の状態観察をこまめにし、異常に気づいた場合は、家族や各関係機関と連携の上、早めの対応に努めます。
- ⑤ 個人に合わせた食事形態で、季節感や栄養バランスを考慮した食事を提供し、食する楽しみを味わえるようにします。
- ⑥ 感染症などの状況や社会情勢を見ながら、ボランティアの受け入れや資源活用を進め、地域が身近な存在となることに努めます。また、地域からの声に耳を傾け、地域に根づく福祉拠点としての成長を目指します。

(2) 職員の資質向上と職場環境の調和

- ① 利用者の心理状態の理解と心身機能の維持向上、在宅生活を継続する上で求められる専門性の高いサービスが提供できるように、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ② 内部研修においては、活発な意見を出しやすい明るい職場環境づくりを進めます。
- ③ 法令遵守とコスト意識を持って、日々の業務を遂行します。
- ④ 地域住民との良好な関係づくりのための、挨拶の励行や地域貢献に向けて各専門職の知識・技術を活用します。

(3) 事故防止の徹底

- ① 利用者一人ひとりの体調面・心身機能を的確に把握するとともに、ヒヤリハット事例の活用により、事故防止に努めます。
- ② 日頃より機械・器具の点検整備と環境整備を行い、利用者・職員の安全確保に努めます。
- ③ 非常時に備えて防災マニュアルや家族への緊急連絡表を作成し、速やかな対応ができるよう、防災・防犯訓練を実施します。また、周辺住人とも連携を進め、地域防災意識を高めます。
- ④ 運行前には車両を点検し、走行中のライト点灯や譲り合いの気持ちと余裕を持った運転を心がけ、利用者の安心が得られるようにします。

(4) 衛生管理

浴室・ホール・トイレ・送迎車等、衛生環境に留意し、ホールの各テーブルに飛沫防止のパーテーションを設置するなど、新型コロナウイルスを含めた感染症対策に努めます。また、平素からシミュレーションを行い、発生時には迅速かつ適切な対応ができる様にします。

(5) その他

- ① 利用者・家族など個人情報の取り扱いについては、守秘義務を徹底します。
- ② 新規利用者の開拓のため、関係機関に向けた広報に努めます。
- ③ 新規利用者の獲得に向け、見学および体験利用を積極的に受け入れます。

◆ 年 間 行 事 計 画 ◆

月	一般行事	利用者行事	月	一般行事	利用者行事
4 月	昭和の日	総合防災訓練 こいのぼり作製 ふれあい新聞発行	10 月		ふれあい運動会 秋のドライブ ふれあい新聞発行
5 月	憲法記念日 みどりの日 子どもの日 母の日	春のドライブ 調理 花壇・畑作り	11 月	文化の日 勤労感謝の日	畑作り クリスマス飾り作製 調理
6 月	父の日 夏至	七夕飾り作製 ドライブ 体重測定	12 月	冬至	クリスマス忘年会 お正月飾り作製 1 年の振り返り 体重測定
7 月	海の日 スポーツの日	七夕飾りつけ ふれあい喫茶 外気浴（園外散歩） ふれあい新聞発行	1 月	お正月 鏡開き 成人の日	書き初め 新年会 節分飾り作製 ふれあい新聞発行
8 月	山の日 お盆 終戦記念日	園内散歩 納涼まつり 意見交換	2 月	建国記念日	節分 ひな人形作製 調理 体重測定
9 月	敬老の日 秋分の日 十五夜	敬老会 体重測定 総合防災訓練	3 月	春分の日	ひな祭り 花見ドライブ 意見交換 体重測定
・季節を感じて頂ける行事、リハビリを兼ねた体操およびゲーム等の実施 ・定期的な体重測定、気分転換を兼ねたドライブの実施 ・趣味趣向に合わせた個別ケア（クラブ活動）の実施 ・誕生会を個別に実施（利用者の誕生日前後の利用日に実施） ・ボランティアの方々による慰問を実施（感染症の状況や社会情勢に合わせ対応を行います）。					

ふれあいの里居宅介護支援事業所
（居宅介護支援）

1. 基本方針

要介護状態を迎えても、できる限り住み慣れた地域の中での生活ができるように、利用者や家族との信頼関係の下で、介護の重度化防止と家族の負担軽減を支援します。また関係機関と積極的に連携し、地域福祉の発展に向けて力を尽くします。

2. 事業計画

(1) 自立に向けた居宅サービス計画の作成

- ① 生活課題を分析し、利用者とそれを支える家族がその解決に主体的に臨める計画提案に努めます。
- ② サービス担当者会議では、本人と各関係者との合議で課題解決に向けて最善の目標設定や援助方針の検討に努めます。
- ③ 計画開始した後もその効果や生活課題の変化を確認し、機に応じた計画変更を進めます。
- ④ ICT の有効活用により、情報共有と業務の効率化を進めます。

(2) 地域包括ケアシステム構築への寄与

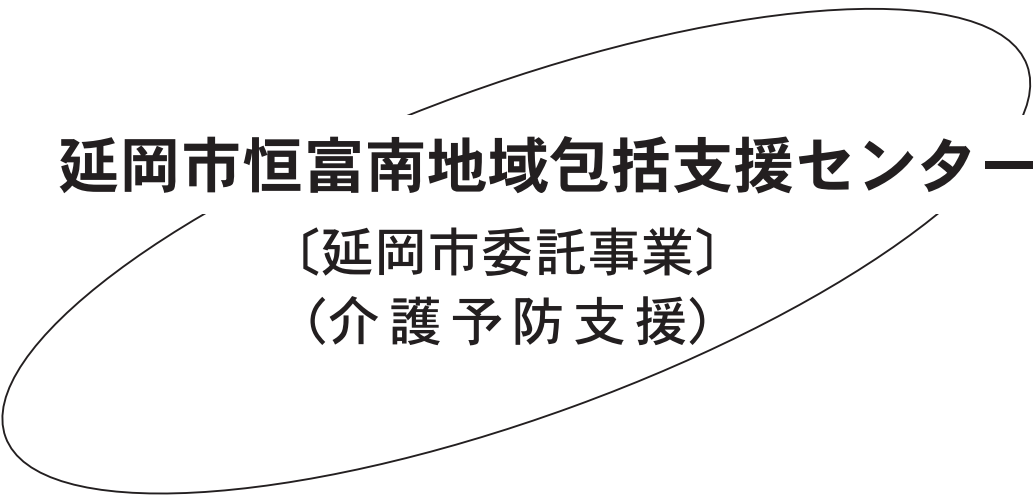
- ① 医療機関、各種サービス事業所との連携を密にし、その強化を進めます。
- ② 地域包括支援センターや行政機関と協働し、地域ケア会議への参加や介護保険外の諸制度の活用に進めます。
- ③ 地域住民や専門職と協力し、社会資源の発掘や地域介護力の向上に努めます。

(3) 特定事業所としての責務

- ① 事業所内会議の定期開催により、利用者の援助方針の検討や地域資源の共通理解を進めます。
- ② 他法人と共同でのケース検討会の開催により、地域のケアマネジメント力の向上を図ります。
- ③ 職員ごとに研修計画を作成し、専門職としての能力向上に努めます。
- ④ 支援困難ケースの対応相談に応じ、積極的に受入れます。
- ⑤ 介護支援専門員の養成実習等を受入れ、人材の育成に努めます。

(4) 感染症対策下の情報管理と事業所需要の拡大

- ① 新型コロナウイルス等、感染症の拡大防止に努めます。
- ② 個人情報の取り扱いは、厳格な管理の下で行います。
- ③ 苦情の発生に対しては、早期解決と再発防止に努めます。
- ④ 令和3年度報酬改定を正しく理解し、これに則した対応を進めます。
- ⑤ 事業所の需要拡大に向け、情報公表や広報に努めます。



延岡市恒富南地域包括支援センター

〔延岡市委託事業〕

（介護予防支援）

1. 基本方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい暮らしができる地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

2. 事業計画

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援

- ・地域の相談窓口として、様々な方法で相談を受け入れ、適切な対応や情報提供を行います。
- ・地域における中核機関として顔の見える相談しやすい体制づくりに努めます。

② 権利擁護

- ・高齢者の生活を支援する上で生じる様々な権利侵害の早期発見に取り組むとともに、関係諸制度を有効活用し、高齢者の権利を守ります。
- ・処遇困難事例においては、行政機関や専門職、地域との連携により問題解決を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・高齢者や家族のニーズに応じた社会資源を活用できるよう、地域や関係機関との連携に努めます。
- ・介護支援専門員に対して日常業務の相談等に応じると共に、必要時は事例検討会を通して、具体的な支援方針を検討し助言等を行います。
- ・介護支援専門員の資質向上を図るため、社会資源の情報提供や研修会等の開催を計画します。

④ 介護予防ケアマネジメント・一般介護予防事業

- ・事業対象認定者等に対して、訪問型サービス、通所型サービス等の適切なサービスが提供されるように努めます。
- ・地域資源の他、介護予防事業、その他多様なサービスを積極的に活用できるよう事業の周知や調整を図ります。

(2) 介護予防普及啓発事業

- ・地域住民に対して出前講座や各種講話等を開催し、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。

(3) 地域ケア会議

- ・地域が抱える困難ケースについて個別課題や地域課題を共有し、解決に向け関係者とのネットワーク構築や効果的な社会資源活用の提案・支援方法を検討します。

(4) 指定介護予防支援事業

- ・要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、関係機関との連絡・調整を行います。
- ・利用者の自立支援や重度化防止に向けた計画作成を行います。

(5) 認知症支援事業

- ・認知症サポーター養成講座や出前講座を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動を行います。
- ・認知症の人やその家族の状況に応じて、ケアパスツールの活用を行うと共に必要な相談機関や医療機関と連携を図ります。
- ・認知症に関わる困難事例においては初期集中支援チームへ繋ぎ、連携を図ります。

(6) その他

- ① 圏域の生活支援コーディネーターと連携し、地域資源や地域課題の情報共有を行い、生活支援サービスの体制整備に努めます。
- ② 在宅医療・介護連携推進のため、情報提供、連携機能強化に努めます。
- ③ 各種研修会や専門部会等の参加を通じて、資質の向上を図ると共に業務に反映できるように努めます。
- ④ 実習生を積極的に受け入れ、医療・福祉の専門職の担い手育成に努めます。
- ⑤ センター業務の自己評価を行い、運営上の課題を整理し、改善に繋がっていきます。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じます。

社会福祉法人 地域貢献活動
生活困窮者等に対する相談支援事業)

1. 事業内容（みやぎき安心セーフティネット事業）

本事業は、社会福祉法人の社会貢献活動として、対象を限定せず、すべての生活困窮者等への心理的不安の軽減や公的な制度やサービス等などが受けられるようになるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の経済的援助を行うほか、自立に向けた相談支援を行います。

2. コミュニティソーシャルワーカーの配置と役割

事業の実施にあたり、社会福祉施設等に配置している相談等を担う職員の中から、原則、県社会福祉協議会が必要とする研修修了者のほか、その任にあたることが適当と判断される者から、施設長が任命するC S W（コミュニティソーシャルワーカー）を配置します。

C S W（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談援助活動を通じて、生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握した上で、生活困窮者等の問題解決の支援に努めます。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、行政機関、地域包括支援センター等とも連携し、地域の生活困窮者等に対して適切な相談活動の実施に努めます。

3. 経済的援助

C S W（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告します。施設長は報告に基づき、1事例あたりの支援期間を概ね3ヶ月以内、現物給付による限度額を10万円を目安に経済的援助の可否を決定します。

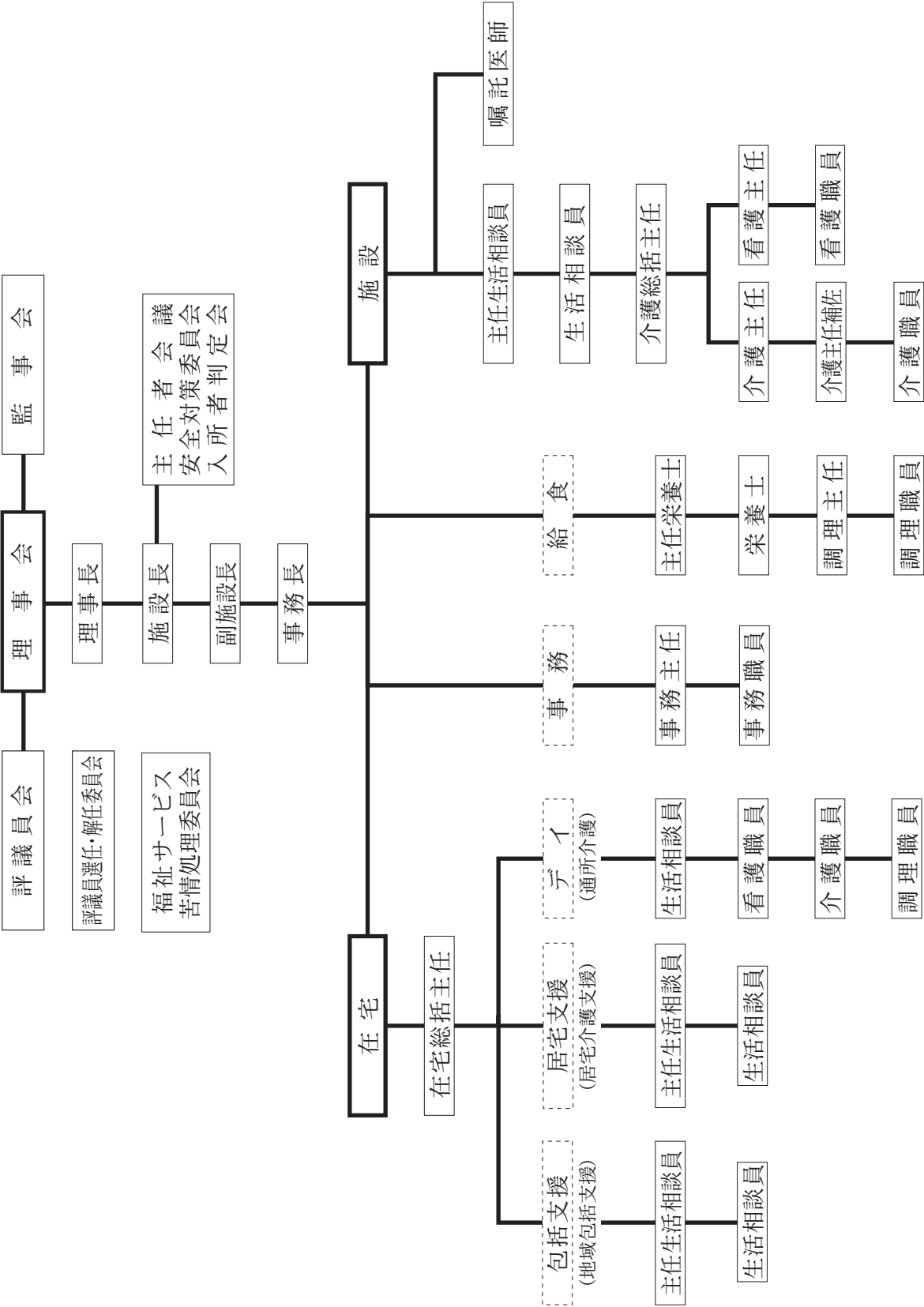
適切な支援機関等への橋渡しが完了したとき、緊急事態を脱したとき、就労や生活保護の受給等で安定した生活が送れる見通しが立ったとき、自立への志向や意欲が見受けられるようになったとき等を終結の目安に、継続的な支援を行います。

4. その他

各種研修会に参加し、相談援助技術の向上に努めます。また、事業連絡会や各地区民生委員児童委員定例会等にも意欲的に参加することで、地域実態の情報収集・事業の周知拡大・地域との信頼関係構築に努めます。

必要時は、社会福祉協議会と協働し、社会福祉法人連携支援事業の活用による支援を行います。

機 構 図



社会福祉法人 ふれあい福祉会 理念

信頼 誠実 貢献

私たち法人は、利用者・家族・地域住民・職員、その他法人に関する全ての人々との関係づくりに努め《信頼》笑顔を決やさず、真心を込めて、安心・安全で個人の思いが実現できる暮らしを支えます。《誠実》

また、地域との交流や関係機関との連携を図り、福祉の拠点として地域と共に成長を続けることに力を尽くします《貢献》

